

令和8年3月3日
医学生・臨床研修医への労働法教育を考えるシンポジウム

令和7年度事業の概要・実績

厚生労働省 労働基準局労働条件政策課

労働法教育に関する実施支援事業の経過と実績

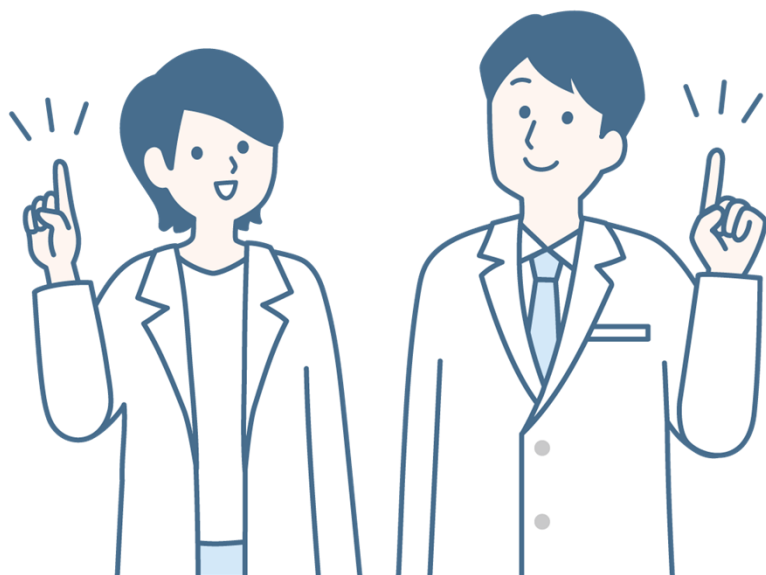
事業の経過・実績

令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 医師等の有識者の協力を得ながら、医学部における労働法講義の実施方法、指導者用教材の構成等について検討開始
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ■ モデル講義を実施（東京大、東北大、関西医科大学の協力） ■ 講義の実施方法や講義内容などを検討する際に参考となる指導者用教材「明日の医師たちへ」を作成 ※以降毎年度改訂
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 講師派遣等の支援（計10大学） 大分大、岐阜大、久留米大、高知大、東北大、徳島大、三重大、宮崎大、山形大、横浜市立大 ■ 「医学部等における労働法教育を考えるシンポジウム」初開催 ※以降毎年度開催
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 講師派遣等の支援（計12大学、1自治体） 香川大、川崎医科大学、九州大、京都大、熊本大、高知大、産業医科大学、東京女子医科大学、三重大、順天堂大、横浜市立大、山形大 群馬県 ※臨床研修医向け
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 講師派遣等の支援（計12大学、6自治体） 順天堂大、川崎医科大学、京都大、長崎大、山形大、九州大、筑波大、熊本大、岐阜大、山梨大、横浜市立大、高知大 青森県、宮城県、香川県、山口県、長崎県、山梨県 ※臨床研修医向け 一部動画提供も実施
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 講師派遣等の支援（計13（7）大学、47（2）自治体）※（）内は実開催 順天堂大、長崎大、川崎医科大学、岐阜大、名古屋市立大、横浜市立大、山形大 大阪府（大阪医科薬科大学病院）、茨城県（筑波メディカルセンター）※臨床研修医向け 動画送付：九州大、熊本大、滋賀医科大学、旭川医科大学、弘前大、福井大、47都道府県

令和7年度事業の支援実績（講義実開催）

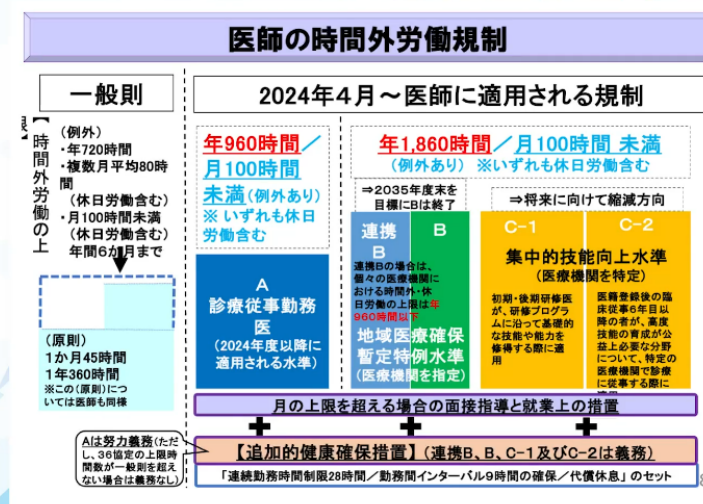
	支援先	実施時期	講師
大学	順天堂大学（事例紹介）	2025.6.5	医師：鈴木先生（神奈川県立がんセンター） 弁護士：森田先生（森・濱田松本法律事務所）
大学	長崎大学（事例紹介）	2025.9.22	医師：鈴木先生（神奈川県立がんセンター）
大学	川崎医科大学	2025.10.15	動画講義：（鈴木先生出演動画） オンライン講義：杉山専門官（厚生労働省）
都道府県	大阪府（初開催） 大阪医科薬科大学病院	2025.11.21	医師：中川先生（大阪大学） 弁護士：前川先生（天満法律事務所）
都道府県	茨城県（初開催） 筑波メディカルセンター （事例紹介）	2025.12.11	医師：大高先生（国際医療福祉大学成田病院） 労働法及び行政説明：多田隈（厚生労働省）
大学	岐阜大学（初開催）	2025.12.19	医師：河野先生（大阪医科薬科大学） 弁護士：前川先生（天満法律事務所）
大学	名古屋市立大学（事例紹介） （初開催）	2025.12.22	医師：河野先生（大阪医科薬科大学） 弁護士：江夏先生（東京法律事務所）
大学	横浜市立大学	2026.2.20	医師：鈴木先生（神奈川県立がんセンター） 弁護士：江夏先生（東京法律事務所）
大学	山形大学	2026.3.13	医師：木戸先生（日本赤十字社医療センター） 弁護士：前川先生（天満法律事務所）

令和7年度事業の特色



初めて講義支援を利用する大学医学部等へのニーズの広がり

- ・ 実開催2大学、2府県、動画講義4大学は利用勧奨を実施し、初めて講義開催の支援を行った。
- ・ 上限規制施行後1年が経つ中で、労働法教育を実施するニーズの存在を再認識。

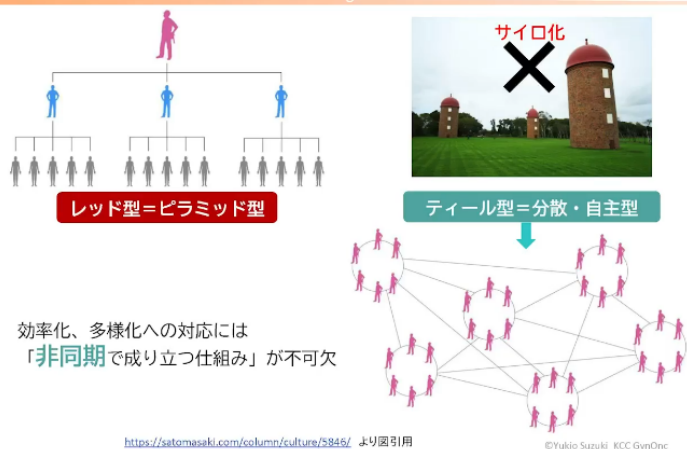


医師・弁護士による講義動画を作成、47都道府県庁に送付

- ・ 医師の鈴木先生、弁護士の前川先生を起用し、講義の内容を盛り込んだ各30分程度の動画を作成。
- ・ 都道府県庁から臨床研修病院に動画を送付、臨床研修医の視聴を勧奨する等で支援。

令和7年度事業の特色

レッド型 と ティール型 (タスクシェア型)



臨床研修医向け教材について一部追加

- 臨床研修医向けの講義については講義動画内においては、**実際の医療現場での働き方で取り組みが進むタスクシェア・チーム医療等**について新たに盛り込んだ。

労働基準行政の取組みについて

<働き方のルール整備の方向性>

働く人を守る

→心身の健康を維持しながら幸せに働き続けることができる

働く人を支える

→働く人の多様な希望に応えることのできる制度を整備する



講義内で行政からの説明を実施

- 労働基準行政における**長時間労働を防ぐ法制度や取組**に加え、**労災発生状況等のデータ**を紹介。
- 厚労省現役**医系技官・OB**を講師に起用し、**行政官としての医師のキャリア**について説明。

講義支援の利用勧奨における課題

講義支援が不要の理由（勧奨時）

- ▶ 医学部の先生から支援が必要との意見が上がっていない。
- ▶ 県として研修を行う予定はなく、医療機関からの要望がない。
- ▶ 今年度はカリキュラムが決まっており難しい。
- ▶ 医学部としてすでに学内で実施している。
- ▶ 県として医療機関ごとに社会保険労務士等を活用して実施している。

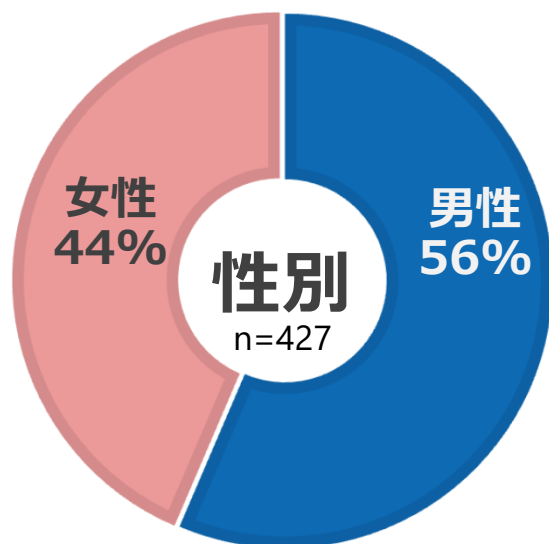
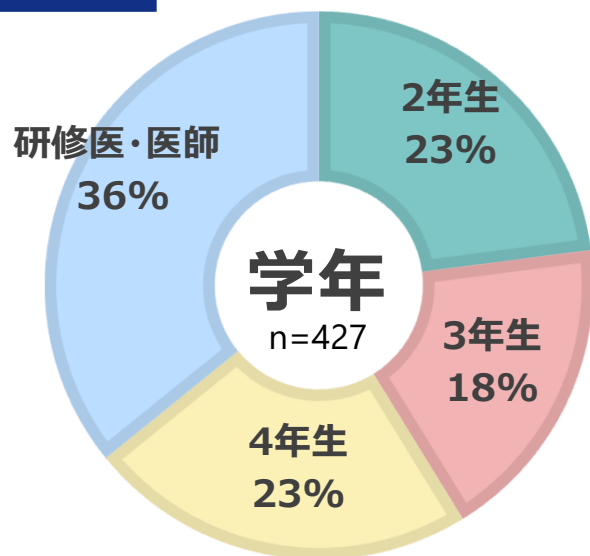
今後の利用勧奨における課題

- ▶ **大学医学部、都道府県庁の担当が労働法教育の必要性を理解し、まずやってみたいと思っただけのためのニーズの把握や、きっかけ作りを提供すること。**
- ▶ **研修カリキュラム策定期間に機を逸せずに勧奨を行うこと。**

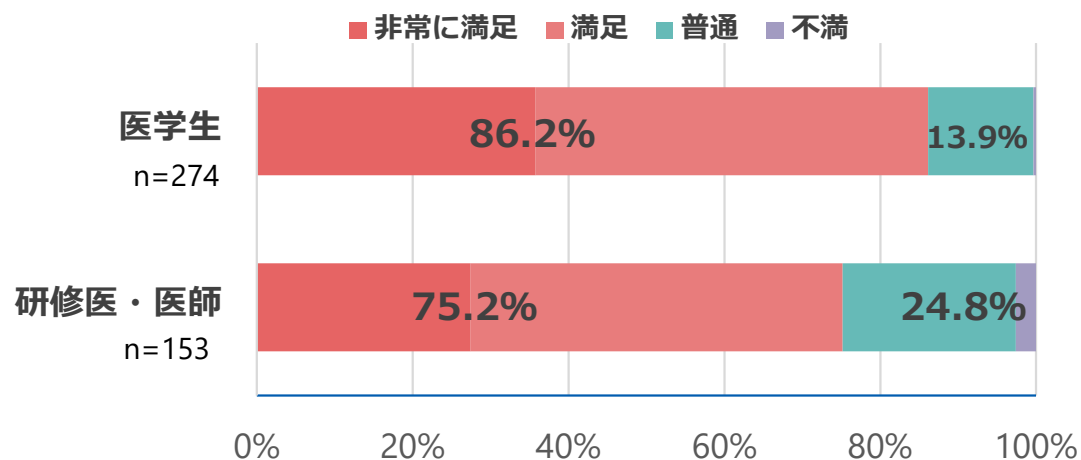
令和7年度講義受講後アンケートの結果①（学年・性別、理解・満足度）

令和7年度に実際に講義を受講した、医学生・臨床研修医へのアンケート結果は以下のとおり（速報版）。

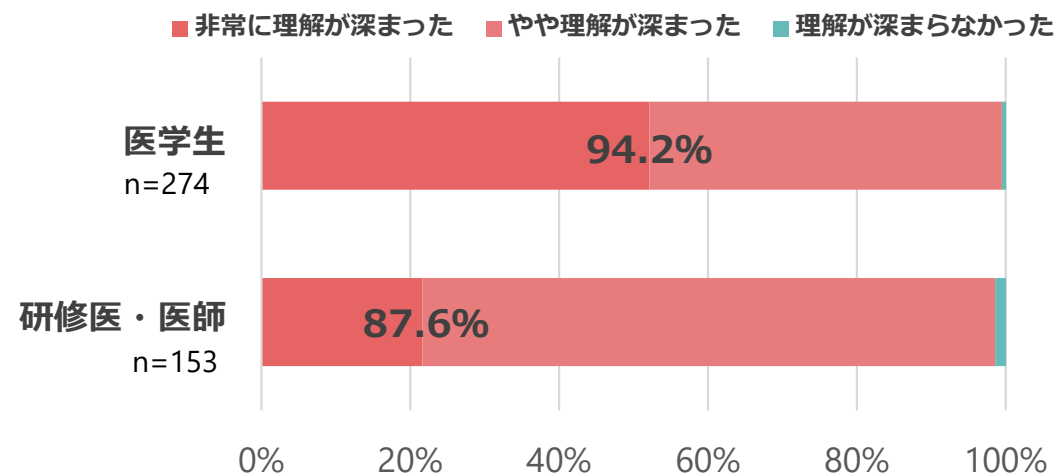
<受講者属性>



<講義満足度>

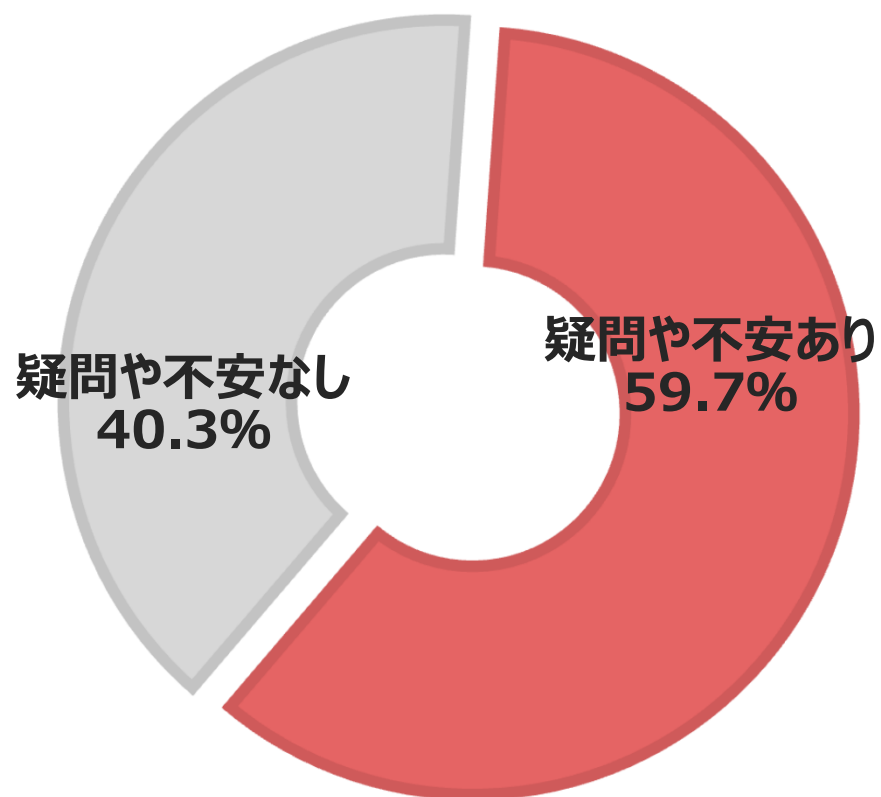


<働き方改革への理解>



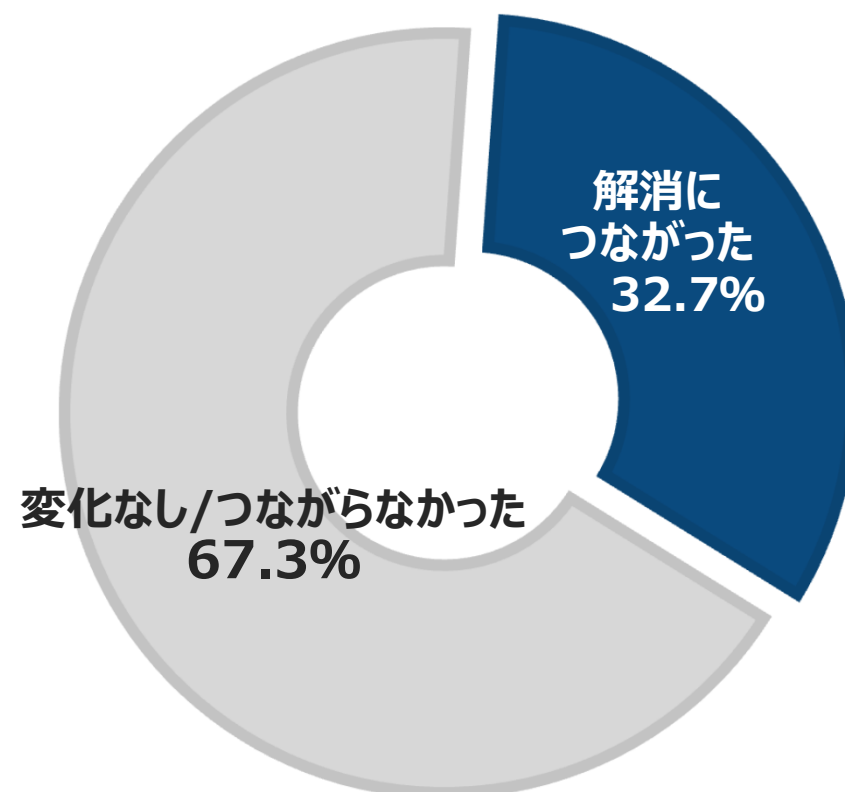
講義受講後アンケートの結果②（医師の働き改革への疑問・不安の解消）

< 医師の働き方に関して疑問や不安はあるか >



n=427

< 講義後、疑問や不安の解消につながったか >



n=278

講義受講後アンケートの結果③（自由記述から抜粋）

○将来出産したいので、その後の育児との両立について悩んでいたが医師の働き方改革が進められるということで少し安心した。

○過労自殺をしてしまった医師の方についてニュースで見たことはありましたが、遺書の内容やご家族のメッセージについては具体的には知りませんでした。それを今回学ぶことができ、心が非常に痛かったし、もし自分も同じような状況になったら耐えられなくなる前に助けを求めようと思いました。

○やはり、医師の働き方に関して改善すべきことがたくさんあるにも関わらず、具体的で効果的な解決案が見つかりづらい現状もよくわかった。

○時間外労働時間の上限が規定されたものの、本当に実現可能なのか疑問に感じていたが、実際に難しい点が多いと仰っているのを聞いて逆に安心した。

○自分がフィジカル面やメンタル面で強いと思っていないので、医師の激務に耐えられるか不安だったが、今日の講義で必ずしも耐えることを美徳としない考えに触れることができて、味方がいると感じることができた。

○働き方改革で労働時間が制限されるなかで若手の頃にスキルを伸ばせるかということについて、不安が解消された。

本シンポジウムでご発信、ご議論いただきたいポイント

医師の働き方改革・労働法教育の

正しい理解と更なる定着 のために必要な支援



労働法教育を受けた医学生や医療機関での

若手医師の働き方改革の 実現のためのマネジメント

